

I C A N N 政府諮問委員会 パナマ会合報告

平成30年9月4日（第52回I C A N N 報告会）

総務省データ通信課ネットワーク化促進係長

内藤 めい

アウトライン

1. 政府諮問委員会（G A C）パナマ会合概要	1
2. 欧州G D P Rとw h o i s	4
3. IGOの名称及び略称の保護	9
4. セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード	11
5. その他の議論（新gTLD）	14
6. ハイレベル政府会合	17

1. GACパナマ会合の概要

1. 開催日：2018年6月25日（月）～6月28日（木）
2. 開催地：パナマ（パナマシティ）
3. 出席者：66か国・地域の政府、5の国際機関等（オブザーバー）
（ICANN全体では、約1100人（通常の半分）が参加）
日本からは総務省データ通信課高村企画官及び内藤係長が出席

4. 主な議題：

- （1）欧州一般データ保護規則（GDPR）とwhois
- （2）セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード
- （3）新gTLD追加の在り方（地理的名称、その他）
- （4）ハイレベル政府会合

5. その他：

- 本会合は、2018年の第2回目の総会（B会合）
- GACの177か国目の新メンバーとして、エクアドルが加入。



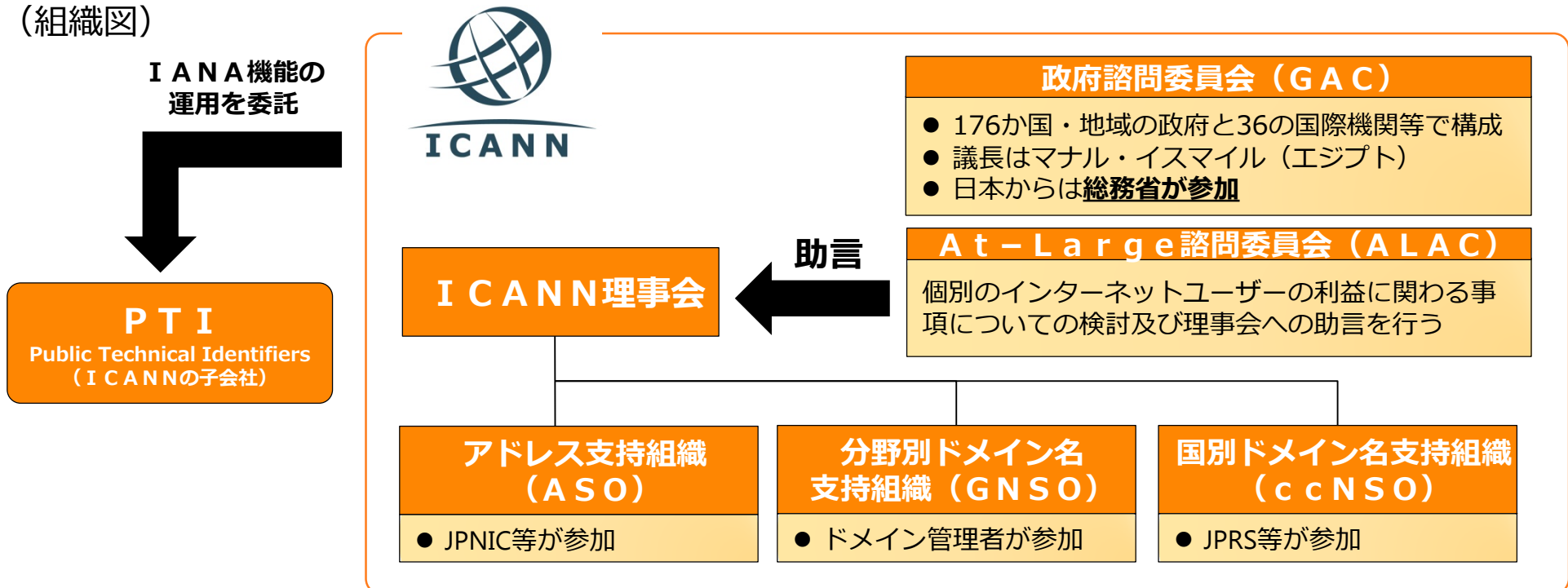
政府諮問委員会（GAC）会場

(参考) ICANNの概要

Internet Corporation for Assigned Names and Numbers

- 米国カリフォルニア州法に基づく非営利公益法人。
- 1998年に設立。本部はロサンゼルス。事務総長兼CEOはヨーラン・マービー（スウェーデン出身）。
- マルチステークホルダーによる監督の下、インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を実施。
- 毎年3回の会合（A会合：6日間、B会合：4日間、C会合：7日間）を開催。
- 総務省は政府諮問委員会のメンバーとして参加。

(組織図)



2. 欧州GDPRとwhois

2 - 1. 欧州GDPRとwhois (理事会へのGAC助言概要①)

- GACは、統一されたアクセスモデル (unified access model) が、正当な目的を有する利用者のために非公開のwhoisデータへのアクセスを提供する核となること、及びこれが引き続き緊急の事項として言及され続けることを考慮する。
 - a. GACは、ICANN理事会に、以下を助言する：
 - i. 認定、認証、アクセス及びアカウントビリティを扱い、並びに全ての契約主体に適用される、統一されたアクセスモデルの進展及び実行を確保するために、可能な限り早く、必要な全ての手続きをとること。
 - ii. ICANN63回会合の4週間前までに、現状報告書を公表すること。

(参考) 「欧州GDPRとwhois」 への「助言の根拠」

GACは、whois情報へのアクセスは、法執行、サイバーセキュリティ、消費者保護及び知的財産の保護を含む、公的な利益の保護と関連する、正当な目的を促進するために重要であることに留意する。その趣旨で、非公開whois情報への、安定した、予見可能で、実行可能なアクセスメカニズムの進展が必要である。GACは、契約主体に対して非公開情報への合理的なアクセスの提供を求める、暫定仕様における既存の要求が、公的な利益を保護するには不十分であることを発見した。

安全で、安定した、レジリエントなDNSの運用だけでなく、公的な利益を保護するためには、統一されたアクセスモデルの開発及び実行は最重要である。GACは、この手助け及び支持をするために、直接参画し行動することを、ICANNから要求されていることを考慮する。

※ 本年5月25日に欧州GDPRが施行されたことに伴い、gTLDのwhoisについては、名称・連絡先等が匿名化されている

- 2018年7月5日、欧州データ保護委員会（EDPB）から、ICANN宛てにレターが接到。
- whoisとGDPRの関係に関する欧州委員会の考え方について、ポイントは以下のとおり。

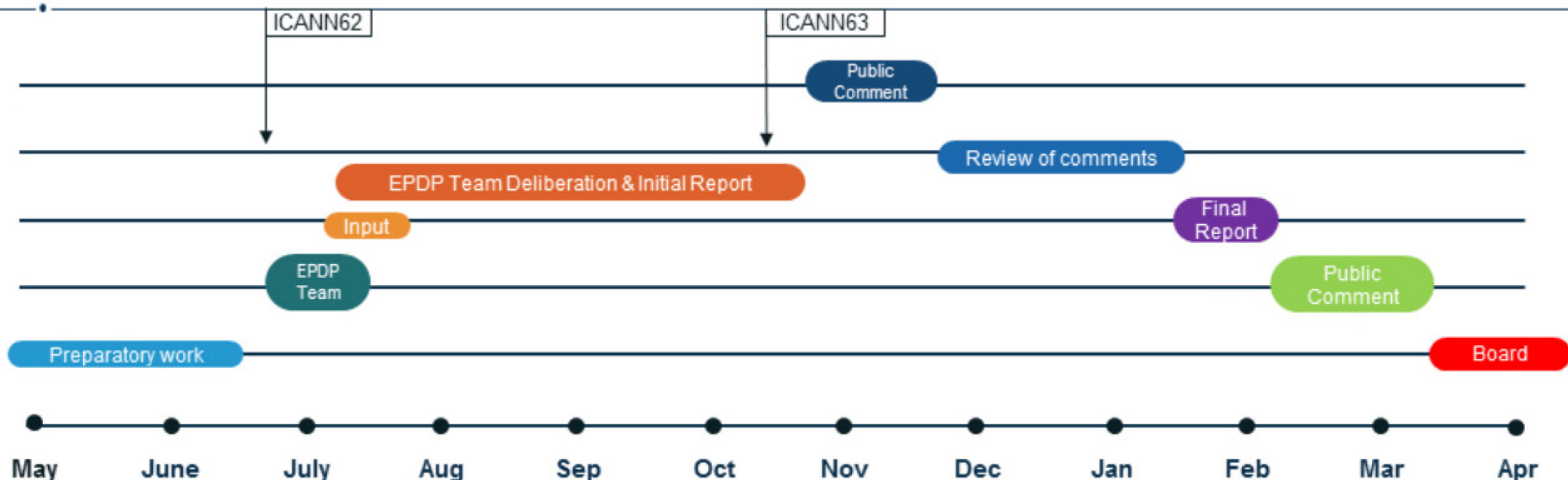
- 登録担当者や技術担当者については、「個人」ではなく、「組織（技術担当、admin@company.com等）」での登録に、ICANNのルールを変更する可能性があること
 - この場合、これらの情報が、常時公開となる可能性もあります。
- 非公開データへのアクセスについて、GDPR上、ログを残すことが必須となる可能性があること
 - 各国のLEA（法執行機関）はログを残さないことを希望しており、今後紆余曲折が予想されます。



引き続き、非公開データへのアクセスが認められる、正当な目的を有する者の定義及び認定・認証プロセスのあり方について議論していく予定。

※ なお、当該レター内容については、各府省及び関係組織・団体に情報共有済。

Draft EPDP Timeline



- Prep work, incl EPDP Initiation Request & Charter adoption
- Formation of EPDP Team; shortly after ICANN62
- Input from SO/ACs & SG/Cs
- EPDP Team Deliberation & Publication of Initial Report
- Public Comment on Initial Report
- Review of Public Comment & Submission of Final Report
- Council consideration of Final Report
- Public Comment prior to Board consideration
- Board consideration

To Summarize

365 days available to carry out all required steps in an EPDP. Draft timeline assumes first meeting of EPDP at ICANN62 at the latest.

参考: “Expressions of Interest Sought for Chair of GNSO EPDP on the Temporary Specification for gTLD Registration Data”, <https://www.icann.org/news/announcement-2018-07-02-en>

GDPRとwhois

GACは、ICANN理事会がGAC助言のうち、4項目について対応を延期（※）したことを認識する。

GACは、ICANN理事会に、これらの 이슈ーに取り組むための手続きを行うことを促す。

（※） （参考）延期されたサンファンコミュニケのGAC助言

1. **法人と自然人を区別**し、GDPR権限外の法的主体のwhoisデータへの公開アクセスを許可すること
2. 暫定whoisモデルが完全に運用されるまでに全ての契約主体に対してマンドートベースで、正当な目的を持った利用者による、**非公開を含む whoisデータへの継続的なアクセスを確保**すること
3. 認定プログラムの下で予想されるクエリ（問合わせ）量の観点から、現実的な調査のための**cross-referencing needs**が釣り合うような制限を確保すること
4. **法執行機関によるwhoisクエリの匿名性を確保**すること

3. IGOの名称及び略称の保護

3-1. IGOの名称及び略称の保護（理事会へのGAC助言概要②）

- a. GACは、ICANN理事会に、以下を助言する：
 - i. IGOの名称及び略称の永久的な保護手段が整うまで、現在の暫定的なIGOの名称及び略称の保護が維持されること。
 - ii. 「スモールグループ」の入手可能な提案を含む、IGOの名称及び略称の保護におけるGAC助言が、関連のICANN理事会の決定においても十分に考慮されることを確保するため、事後的な権利保護メカニズムへのIGO-INGOのアクセスにおける進行中のPDPの終了後に、GNSO及びGACと協働すること。
 - iii. IGOの名称及び略称の現在のリストにおけるIGO連絡先の正確性と完全性を確保するために、GACと協働を続けること。

（参考）「IGOの名称及び略称」への助言の根拠として表明したもの

i について、このPDPは長年続いておりかつ一貫してGAC助言の項目であった、IGOの名称及び略称の保護の永久的な保護手段への直接的なインパクトを与えるであろう。

ii について、GACは、特にIGOの免除の課題について、各メンバー及びオブザーバーと同様に、2017年のPDPのレポートドラフトへのインプットを提供した。最終レポートはこの重要なインプットを反映するべきである；現在の指示によると、PDPLレコメンデーションは当該トピックに対するGAC助言を十分に反映しておらず、GACはこのことを保証するために、GNSOと理事会と議論することが引き続き可能である。このPDPにおける作業は、少なくとも2014年半ばから始まり、未だ明白な解決策に、満足のいくように到ってはいないことをGACは書き留める。さらに、2007年のGNSOのイシューレポートは、「スモールグループ」の提案と実質的に匹敵した、IGOの名称及び略称に係るドメイン名の紛争に対処する手段のための青写真を提供したこともGACは書き留める。もしこれらの略称が、永久的なメカニズムが設置されるまでに暫定的な予約リストから開放された場合に生じうる、修復可能な害を考慮にいれると、IGOの名称及び略称の保護のための永久的な保護手段が提供されるための最も適切な手段に関する決定が理事会からなされる時まで、これらの略称のための、現在の暫定的に整えられた保護は維持されなければならない。

iii について、GACは以前、予約リストにおけるIGOの連絡先の正確性と完全性を確保するために、十分なリソースを割り当てることをICANN理事会に助言しており、このイシューにおける進展を待っている。

4. セカンドレベルにおける 2 文字の国及び領域コード

4-1. セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード（理事会へのGAC助言概要③）

- a. GACは、ICANN理事会に、以下を助言する：
- i. セカンドレベルでの2文字の国及び領域コードの開放について深刻な懸念を表明しているGACメンバーと共に、彼らの懸念を払拭すべく、効果的なメカニズムを確立するための作業を、可能な限り早く行うこと。なお、当該問題に関して、過去のGAC助言が存在することに留意すること。
 - ii. 即座に、2016年11月の理事会決議から生じている影響について、更なる負の影響を防ぐべく、懸念を有するGACメンバーに対し必要な手段を講じること。

（参考）「セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード」への助言の根拠として表明したもの

GACは、セカンドレベルでの2文字コードの開放に関して、以前に表明した懸念への回答としてICANN理事会がとったアクションは幅広いものであったことを留意する。しかしながらこれらのアクションは懸念を有する国々の観点からは十分なものではなかった。

2017年3月15日に、コペンハーゲンコミュニケを通じて、GACはICANNコミュニティ、特にICANN理事会に対して、セカンドレベルにおける国及び領域コードの手続きの開放に関して、「2016年11月8日の決議によりもたらされた変化」があったとの認識を伝えた。

2017年3月15日のコペンハーゲンコミュニケに記載されているように、2016年11月8日の決議から開始された変化の意味するところは、従前の慣行に反して、「レジストラが政府に対して、2文字コードの利用に関する計画を通知することはもはや義務ではなく、また、セカンドレベルの2文字国別コードの開放の際に、政府の同意を求めるようレジストリは要求されない」ということである。（続く）

4-2. セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード（理事会へのGAC助言概要③）

（続き）（参考）「セカンドレベルにおける2文字の国及び領域コード」への助言の根拠として表明したもの

それゆえに、2017年3月15日のコペンハーゲンコミュニケでは、GACはICANN理事会に、フルコンセンサス助言を与えた。この助言は理事会に「以前のGAC助言に含まれていたように、いくつかのGACメンバーによって、深刻な懸念が表明されていることを考慮にいれ」、「即座に、これらの国が更に侵害される前に、懸念に対応するための、問題に対する満足のいく解決策を見つける手段を講じ」、「意思決定プロセスを明確にし、特にGAC助言、決議への支持のタイミング及びレベルについて、2016年11月の決議の理論的根拠を明確にする」という要求を含んでいる。

2016年11月8日の決議では、ICANNの「事務総長兼CEO又は被指名者は、レジストリに対して、セカンドレベルで留保されている、2文字（文字・文字）のASCIIラベルを開放するために適切な行動をとる権限がある。このラベルは開放されなければ、レジストリ契約のセクション6の仕様5に基づき留保される。」

「2016年11月8日までにもたらされた変化」以前には、2016年6月30日のヘルシンキコミュニケにおいて、「（申請者が、その2文字コードがセカンドレベルで使われているような国及び領域の、明確な同意を得る要求に関して）GACは何の選好も述べられない場合、GACは回答が無いことは同意したものとみなされるべきではない」と述べられている。

同様に、「2016年11月8日の決議によってもたらされた変化」以前には、2文字コードの開放要求に対して確立されたプロセスがあった。2015年2月11日のシンガポールコミュニケにおいて、GACが助言したように、このプロセスは「関連する政府が、リクエストが開始されたら変われるように、効果的な通知メカニズム」を含んでおり、そしてこれは「全てのリクエストに同意する意思を有し、通知を要求しないGACメンバーのリスト」に依っていた。

2018年6月20日、GACは2018年6月12日に、ICANNがレジストリに「.XXX」を第三者の登録のために開放し、以前はレジストリ契約に基づいて留保され、ICANNによって認められていなかった、セカンドレベルでの2文字のASCIIラベル（文字・文字）におけるDNSの開始を認めたことを知らされた。この、以前は認められていなかったセカンドレベルにおける2文字コードの開放に関する連絡によって、あるGACメンバーに再び、ICANNが関連するGACメンバーとともに、この問題について満足のいく解決策を探す能力があるのか、深刻な懸念をもたらした。これらの未解決の懸念は、問題への満足のいく言及は未決定のままにされている、関心のあるGACメンバーのために「2016年11月8日にもたらされた変化」による更なる影響を防ぐための手段の採用を行うICANN理事会の能力だけでなく、「2016年11月8日の決議によってもたらされた変化」に関して、ICANN理事会は満足のいく説明を提供する能力はあるのだろうかという疑念も含んでいる。

5. その他の議論 (新gTLD)

地理的名称

- 次期ラウンドのルールを検討するGNSOのポリシー策定プロセス（PDP）において「トップレベルでの地理的名称」を扱う作業部会（WT5）における作業の進捗をレビューした。
- 2文字のASCIIコード（文字・文字）やISO3166-1リストに関する国及び領域のトップレベルドメインでの利用は引き続き留保されること、どのような団体が申請できるのか等の質問への回答は先延ばしにすること、首都名について申請する際には関連する政府や公的機関から、（取得の）同意又は拒否しない旨のレターの獲得を引き続き要求すること、という点については議論の収束が見られると伝えられた。
- 本会合でのWT5の議論に関しては、特に首都でない都市名の利用が争点になっていることが強調された。

新gTLDポリシー全般

GACメンバーから、（GACとGNSOの意思決定プロセスの違いがあり難しい課題であるとは承知するが、）他組織の意見を統合するためのコンセンサスコールの実施等、他組織の意見を反映させられるような議論の進め方について提案があった。

- 前回2012年のラウンドでの諸課題を解決した上で次期ラウンドに臨むべきとする**GAC**と、早く次期ラウンドを実施したい**GNSO**の間に**意見の隔たり**がある。
- 主な論点は、**トップレベルドメイン**における**①地理的名称の保護、②国際条約機関 (IGO) の略称の保護、③赤十字・赤新月社 (RCRC) の名称及び略称の保護**の在り方。

	2012年のラウンドにおける保護の状況	次期ラウンドに向けたGACの主張	ICANN全体での議論の状況
地理的名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO3166-1の国名及び国名コードは、予約語として保護。 ・ 国の首都名 (tokyo等)、ISO3166-2による都市名 (okinawa等)、UNESCOの地域名 (asia等) は、地理的名称として、申請には関連政府機関の支持又は反対しない旨の文書が必要。 ・ <u>上記には該当しないが、その申請が公共政策上の懸念がある場合は、GACによる早期警告や助言が可能 (保護は担保されない)。</u> 	<p>amazon等、現在のルールでは地理的名称に該当しない地域名についても、保護すべき。</p>	<p><u>次期ラウンドのルールを検討するPDPの作業部会 (WT5) において、全てのSO/ACが参加した上で、議論中</u></p>
IGO	<ul style="list-style-type: none"> ・ IGOの名称は予約語として保護。 ※略称は、一時的な措置として保護。 ・ 事後的な権利保護については、一般の商標権利者と同様の紛争処理制度 (UDRP,URS) を利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IGOの略称 (OECD、WHO等) も予約語として保護すべき。 ・ IGOに特別の事後的な権利保護メカニズムを作るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年1月、IGO名称保護の実行ポリシーを発表し、同年8月から実行予定。 ・ <u>略称の保護については、元ICANN理事の仲介のもと関係者で議論中。</u> ・ <u>IGOに特別の事後的な権利保護メカニズムの確立についてPDPで議論中。</u>
RCRC	<p>RCRCの名称 (redcross、redcrystal等) は、予約語として保護。 ※略称は、一時的な措置として保護。</p>	<p>RCRCの略称 (ICRC等) や、各国赤十字・赤新月社の名称・略称 (日本赤十字等) についても予約語として保護すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年1月、RCRC名称保護の実行ポリシーを発表し、同年8月から実行予定。 ・ 2017年3月、各国赤十字・赤新月社の名称も保護することで合意し、PDPを再招集して議論中。 ・ <u>略称の保護については、GACから繰り返し行うものの進展なし。</u>

6. ハイレベル政府会合

6-1. 第4回 ICANNハイレベル政府会合

ハイレベル政府会合について

ICANNのグローバルな説明責任及び透明性の向上を図ることを目的とし、ICANNの活動に係る政府との情報交換を促進する観点から、政府諮問委員会に参加する政府の高官が集まる会合。2012年の初開催以降、これまで約2年毎に計3回開催。

今次会合の概要

- (1) 日程：2018年10月22日（月）※ICANNバルセロナ会合期間中（10月20日～26日）に開催
 (21日（日）Informal Introductory Reception、22日（月）Closing Reception、
 24日（水）スペイン政府主催のGala Dinnerにも招待)
- (2) 場所：バルセロナ（スペイン）
- (3) 出席者：数十カ国の政府の高官（大臣級）
- (4) アジェンダ：
 - ① ICANNにおける政府の役割と機会－IANA移管後
 - ② インターネットガバナンスのエコシステムにおけるテーマ別課題
 –サイバー犯罪、データ保護及びプライバシー
 - ③ インターネットの技術的発展とICANNの役割
 - ④ グローバルデジタルアジェンダとインターネット政策



過去の会合における総務省出席者

第1回	2012年10月15日 11:00~17:00@トロント（カナダ）	山川顧問
第2回	2014年6月23日 10:00~18:00@ロンドン（イギリス）	阪本情報通信国際戦略局長
第3回	2016年3月7日 10:00~19:00@マラケシュ（モロッコ）	阪本総務審議官

6-2. バルセロナ会合における議論ポイント

【セッション1】 ICANNにおける政府の役割と機会 – IANA移管後

- 政府及び国家間組織（IGO）参加者による議論：公共政策の観点をICANNポリシー策定に組み入れる
- （強化されたコミュニティモデルの文脈において）モデルはどのように政府に働いているのか。
- ストックテキング（※）：政府の役割と国家間組織のGACの参加 （※）進捗状況の評価
- DNS（ドメイン名システム）/ICANNにおいて、政府が法律及び規制を作成することにより起こり得るインパクト
- マルチステークホルダーモデル及びインターネットガバナンスへのマルチステークホルダーアプローチの発展

【セッション2】 インターネットガバナンスのエコシステムにおけるテーマ別課題

– サイバー犯罪、データ保護及びプライバシー

- プライバシーの保護の要望とサイバー犯罪対策の必要性とのバランスの模索
 - ・ セキュリティ vs プライバシー 又は 表現の自由
 - ・ インターネットの分断化の可能性
- サイバー犯罪対策における、DNSコミュニティとwhoisの役割
- GDPRの施行に基づく、起こり得るアップデート

【セッション3】 インターネットの技術的発展とICANNの役割

- 新興技術空間におけるDNS
 - ・ ブロックチェーン技術、IoT、5G、AIのもたらしうるインパクト
- 単一で、安定した、安全な、レジリエントなインターネットの確保のためのICANNのアウトリーチ（例 キャパシティ・ビルディングの取組み及びユニバーサルな受容など）
- ccTLDの役割 – ローカルなインターネットコミュニティのために価値を最大化すること

【セッション4】 グローバルデジタルアジェンダとインターネット政策

- 国内のデジタル経済の発展における政府の役割とは何か
- 新興経済の必要性和デジタルアジェンダ
- よりよいインターネットのアクセス提供におけるIDNsの役割
- デジタルアジェンダを「一気に引き上げる」ことを手助けする、ICANNの技術的な役割

(参考) 参考URL

(1) GACパナマ会合のコミュニケ (成果文書)

<https://www.icann.org/news/announcement-2-2018-06-28-en>

(2) GACサンファン会合報告会資料

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20180426-ICANN/icann51-3-takamura.pdf>

ご静聴ありがとうございました。